

報第1号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和8年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾崎 太郎

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和8年 1月21日	和歌山市山東中21 6番地5地先	505,351円		塵芥収集車の物損 事故による損害賠 償金

報第2号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和8年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾崎 太郎

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和8年 3月21日	和歌山市栄谷178 番地先	68,640円		高規格救急自動車の 接触事故による 損害賠償金

報第3号

市長専決処分事項の報告について

自転車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和8年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾崎 太郎

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和8年 3月22日	和歌山市東高松4丁目6番41号地先	33,711円		市道水軒小雑賀線 における舗装くぼ み上走行に伴う負 傷事故による損害 賠償金

報第4号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和8年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾崎 太郎

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和8年 4月3日	和歌山市藤田175 番地先	267,300円		市道藤田里線におけるコンクリート床版破損に伴う物損事故による損害賠償金

報第5号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和8年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾崎 太郎

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和8年 4月28日	和歌山市福島680 番地1 サービス付き高齢者 向け住宅モコ屋駐車 場内	110,000円		公用車の物損事故 による損害賠償金

報第6号

市長専決処分事項の報告について

自転車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和8年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾崎 太 郎

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和8年 4月29日	和歌山市伊太祈曽1 78番地2地先	433,155円		市が管理する消火 栓上走行に伴う物 損事故による損害 賠償金

報第7号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和8年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾崎 太郎

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和8年 4月29日	和歌山市西浜166 0番地の321 有限会社コーヨー構 内	60,500円	和歌山市西浜16 60番地の321 有限会社コーヨー 代表取締役 木村 一世	塵芥収集車の物損 事故による損害賠 償金

報第 8 号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

事故発生年月日	事 故 発 生 場 所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和 8 年 6 月 7 日	和歌山市和佐中 2 9 5 番地先	5 7 7, 0 4 9 円	和歌山市直川 1 0 9 番地 1 和歌山市清掃株式 会社 代表取締役 山下 幸宏	市道和佐 3 1 号線 における道路側溝 蓋跳ね上げに伴う 物損事故による損 害賠償金

報第 9 号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

事故発生年月日	事 故 発 生 場 所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和 8 年 6 月 1 7 日	和歌山市北大工町 2 番地	8 2 5, 0 0 0 円		公用車の物損事故 による損害賠償金

報第 10 号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和 8 年 6 月 27 日	和歌山市内原 483 番地 8 地先	11,250 円		市道冬野内原線における舗装くぼみ 上走行に伴う物損 事故による損害賠 償金

報第 1 1 号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

事故発生年月日	事 故 発 生 場 所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和 8 年 6 月 2 7 日	和歌山市延時 5 0 番 地 1 0 地先	3 2, 4 5 0 円		市道貴志 6 1 号線 における舗装くぼ み上走行に伴う物 損事故による損害 賠償金

報第 1 2 号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

事故発生年月日	事 故 発 生 場 所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和 8 年 6 月 2 8 日	和歌山市延時 5 0 番 地 1 0 地先	6, 0 0 0 円		市道貴志 6 1 号線 における舗装くぼ み上走行に伴う物 損事故による損害 賠償金

報第 13 号

市長専決処分事項の報告について

自転車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

事故発生年月日	事 故 発 生 場 所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和 8 年 7 月 24 日	和歌山市秋月 337 番地先	7,700 円		市道宮 81 号線における破損会所柵蓋上走行に伴う物損事故による損害賠償金

報第 1 4 号

市長専決処分事項の報告について

市営住宅に係る使用料等の支払請求及び住宅明渡しの請求に関する訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 崎 太 郎

専決年月日	相手方住所氏名	請求の要旨	請求の原因
令和 8 年 8 月 4 日		市営住宅 ■■■■■ ■■■■■ の明渡しの請求 未納住宅使用料及び専用水 道料等合計 2, 1 4 5, 8 8 6 円並びに住宅使用料相 当損害金の支払請求	相手方は、住宅明渡請求基 準を満たしており、かつ、 支払う意思がないと判断し たため。

なお、上記の者から未納額を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。